

議 事 録

会議名	町史編集委員会		
日 時	平成27年12月25日（金）14:00～17:00	開催形態	公開
場 所	寒川総合図書館会議室		
出席者	委員：圭室委員長、木村委員、鳥養委員、大口委員、内海委員 事務局：高木館長、福岡主任主事 傍聴者：なし		
議 題	(1) 平成27年度事業中間報告について (2) 平成27年度の刊行物について (3) 平成28年度事業計画について (4) その他		
決定事項	(1) 平成27年11月末現在の事業経過について報告した。 (2) 平成27年度刊行物のうち、町史研究の内容について審議し、決定した。 他の刊行物については、原案通り了承された。 (3) 平成28年度事業計画について原案通り了承された。 (4) 第6次行政改革の進捗状況について報告した。		
議 事	<p>(1)平成27年度事業中間報告について</p> <p>○平成27年11月現在の事業進捗状況について事務局から報告した。これに対し、次の意見があった。</p> <p>(委 員) 国際アーカイブズの日記念 ICA 特設サイトに初めて投稿したという報告があった。日本語での投稿も可とのことではあるが、英語で書けば世界中に寒川の資料を PR するチャンスになるので、来年はぜひ検討してほしい。</p> <p>(事務局) ご指摘のとおりである。投稿の時期になったら先生方にも相談したい。</p> <p>(2)平成27年度の刊行物について</p> <p>○平成27年度の刊行物のうち、既刊の調査報告書第21号、年報第8号、文書館だより第18号、絵はがき集第6集の内容について事務局より報告した。年度末刊行予定の町史研究第28号については事務局案を示したところ、おおむね了承されたが、次のような意見が出た。</p> <p>(委 員) 戦後70年を経た。戦争を体験した人から聞き書きをするのは今が最後の機会である。町史研究28号の掲載に間に合わない場合は次号でもよいが、調</p>		

査は早め実施すべきである。出征した人の名簿があれば、それを手がかりに人選することもできるのではないか。

(事務局) 刊行の時期を考えるとこれから調査して 28 号に間に合わせるのは難しいが、次号に向けて聞き書き調査を行いたい。出征者の名簿については、公文書には兵事関係の文書が残っておらず、遺族会が発行した「英霊名鑑」も戦没者しか載っていない。軍歴については、恩給等の手続きのため、陸軍は都道府県、海軍は厚労省がデータを持っているが、軍歴証明の請求は原則として本人や家族しかできない。調査研究のための閲覧や利用が可能かどうか、情報を収集したい。

(3)平成 28 年度の事業計画について

○平成 28 年度の事業計画について事務局案を説明したところ、次のような意見が出たが、他は編集委員会として了承され、文書館運営審議会に提出することとなった。

(委員) 公文書に関する職員研修がきわめて大切である。初任者研修で文書館の役割について説明することが事業計画に掲げられているが、中堅や幹部職員にも、文書を適切に作成し、文書館に引き継ぐことの意義を正しく理解してもらえるような研修の機会を設ける必要がある。

(事務局) 必要性は感じているので、現用文書を担当している総務課行政総務担当とも相談しながら、検討していきたい。

(委員) 10 周年シンポジウムは、市町村公文書館のあり方を考えるという内容にしたいとの説明があった。確かに関係者にとっては重要なテーマではあるが、雑駁な議論になって運営が難しくなる恐れがあること、町民にとって印象が残りにくくなる恐れがあることから、内容については少し見直したほうが良いのではないか。

(委員) 具体的な資料を掲げ、そこから見える寒川の先人たちの姿や暮らしぶりを紹介することで、資料の持つ奥深さを伝え、町民に誇りを持ってもらうとともに、利用を促す。このような位置づけのほうが集客もはかれるのではないか。

(事務局) 町民対象ということを優先で考えると、ご指摘いただいた方向のほうが良いと思われる。具体的な資料やパネリストの人選等についてはまたご相談したい。

(委員) 来年度の調査報告書の内容が未定とのことだが、事務局の腹案があれ

	<p>ば示してほしい。</p> <p>(事務局) 継続事業という点では、浜降祭日記の昭和 21 年以降の翻刻、大蔵自治会文書の 21 集未収録分の翻刻が挙げられる。また東大史料編纂所には、田端を治めた旗本・本間氏の幕末の日記があり、田端の農民が長州戦争に従軍した記述があると聞いている。この調査を早急に行い、刊行が可能かどうかの判断をし、先生方に相談したい。</p> <p>(4)その他</p> <p>○寒川町第 6 次行政改革プランのうち、前回会議の本年 9 月以降の動向について事務局から説明した。町の基本方針として、図書館と一体で行っている建物管理等の部分は指定管理業者に委ねるものの、文書館の根幹に関わる実務は直営で行う方針が確認されており、四半期ごとに報告書を作成している。第 1 四半期(4～6月)では公文書館機能を内包している福岡市総合図書館の指定管理者公募の状況について情報収集を行い、第二四半期(7～9月)では、寒川総合図書館と協力して行っているソフト事業について洗い出しを開始した。これに対し、次のような意見があった。</p> <p>(委員) 現段階では文書館の根幹部分は直営という方針が出ているが、指定管理の検討対象からはずれない限り、いずれまた中身まで指定管理にという話が出ないという保証はない。そのような議論にならないためには、文書館が公文書の管理に深く関わっていて、行政運営や町民の知る権利の確保のために不可欠な存在であることをアピールしていく必要がある。公文書管理条例の制定はそのための有力な手段でもある。近隣でも動きがあるので、ぜひ検討してほしい。</p> <p>○文書館の専門職員について、来年 4 月採用に向けて選考を進めてきたが、本日合格者の発表があった旨を事務局より報告した。</p> <p>○会議録の署名委員として鳥養委員が指名された。</p>
<p>資 料</p>	<p>1 平成 27 年度事業中間報告について</p> <p>2 平成 27 年度の刊行物について</p> <p>3 平成 28 年度の事業計画について</p> <p>4 第 6 次行政改革プランについて</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>鳥 養 直 樹</p> <p>(平成 28 年 1 月 7 日確定)</p>